

別紙2**審査基準****1 審査方法**

- ・ 下記2で示す「評価・項目」について、3で示す「内容点評価の着眼点」を基に評価した内容点と価格点を合計したものを審査点（160点満点）とする。
- ・ 各審査員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・ 審査員の1名以上が、内容点の評価項目のうち1項目でも評価点2点未満とした場合、又は審査点が80点未満の場合は失格とする。

2 評価・項目及び配点

※最低契約希望額とは、全提案者の見積価格の中で最も金額が低かった契約希望額をいう。

	評価・項目	配点
内容点	1 業務遂行信頼度（他のメディアプロモート業務実績）	10点（評価点） ×4=40点
	2 委託業務の実施体制・適切な業務計画	10点（評価点） ×3=30点
	3 本県の広聴広報制度の理解度・課題の把握度	10点（評価点） ×2=20点
	4 メディアプロモート計画策定についての方向性・基本的な考え方	10点（評価点） ×3=30点
	5 メディアプロモート活動についての方向性・基本的な考え方	10点（評価点） ×3=30点
価格点	6 配点×（最低契約希望額（契約基本額ベース）／提案者契約希望額） [小数点以下第2位で四捨五入]	10点
	合計	160点

3 内容点評価の着眼点

- ・ 内容の具体性・充実性・確実性・信頼性

4 内容評価の基準

各審査内容・項目の配点は、10点満点（最高得点10点、最低得点0点）とする。

- ・ 優れている／期待できる （10点）
- ・ やや優れている／やや期待できる （8点）
- ・ どちらともいえない （6点）
- ・ やや劣る／あまり期待できない （4点）
- ・ 劣る／期待できない （2点）
- ・ 要求水準を満たしていない （0点）